

岩手県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定医療機関が次のとおり診療所を廃止した。

令和2年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
山岡胃腸科内科	北上市中野町二丁目28番22号	平成29年12月31日
医療法人社団紀翔会花泉歯科医院	一関市花泉町涌津字一ノ町7番地1	令和元年9月30日